

平成30年度第6回

八王子市スポーツ推進審議会会議録

日時 平成31年3月27日（水）午後7時00分
場所 市役所 802会議室

第6回スポーツ推進審議会日程

1 日 時 平成31年3月27日(水) 午後7時00分

2 場 所 市役所 802会議室

3 報告

(1) 平成31年度予算案(スポーツ関係)について

ア. スポーツ振興課予算案

イ. スポーツ施設管理課予算案

(2) スポーツ推進計画改定版について

ア. 意見募集(パブリックコメント)の結果について

イ. 参考資料について

ウ. SDGs達成のための対応について

(3) 第3次八王子市教育振興基本計画の施策に対する指標・目標値の設定について

(4) 運動施設の使用料の改定について

4 その他

5 閉会

八王子市スポーツ推進審議会委員

市内スポーツ関係	姥 貝 莊 一
	澤 本 則 男
	塩 澤 迪 夫
	鈴 木 紀 幸
	平 岡 孝 子
	前 原 教 久
障害者スポーツ	佐 藤 仁

学 識 経 験	梅 澤 秋 久
	作 野 誠 一
公 募	嶋 川 泰 史
	榭 原 あつ子
事 務 局	清 水 秀 樹
	佐 藤 晴 久
	青 木 英 之
	佐 取 久 満
	土 方 章 光
	橋 本 宏 子

【午後7時00分開会】

○梅澤会長　ただいまから、平成30年度第6回八王子市スポーツ推進審議会を開会いたします。ただいまの出席委員数は、11人で、藤木委員、齋藤委員、高田委員は欠席となります。条例第5条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本審議会は有効に成立しています。

本日の進行は、お手元に配付の次第のとおりです。それでは報告事項に入ります。次第の2（1）平成31年度予算案のア、「スポーツ振興課予算案」について事務局から説明願います。

○事務局　説明の前に、資料の確認をさせていただきます。今回資料の量がかなり多くなっております。事前送付しましたものが、会議の次第、A4のものになります。別紙1、A3版のもので「スポーツ振興課予算案」。別紙2「スポーツ施設管理課予算案」こちらもA3版のものになります。続いて、ホチキス止めの「平成31年度予算の概要」A4版で3枚綴ってあるもの。別紙5-1「SDGs達成のための対応について」A4版のもの。別紙5-2「自治体に期待されるSDGsの取組」A4版のもの。別紙5-3「八王子ビジョン2022×SDGs」A4ホチキス止めの資料となります。

そして、本日配付したものが、別紙3「八王子市スポーツ推進計画改定版（素案）、意見募集（パブリックコメント）の結果について」A4版の資料。別紙4 A4ホチキス止めの「参考資料（案）」、別紙6「第3次八王子市教育振興基本計画の施策に対する指標・目標値の設定について」A4版の資料、別紙7「運動施設の使用料等の改定について」A4ホチキス止めの資料、「八王子市スポーツ推進審議会公募委員選考要項」A4ホチキス止めの資料、「八王子市スポーツ推進審議会条例」A4版の資料、最後に「八王子市スポーツ推進審議会条例施行規則」A4版の資料になります。過不足なく、お手元にございますでしょうか。

それでは、平成31年度予算案、スポーツ振興課の主な事業についてご説明いたします。別紙1をご覧ください。全部で20数個ありますがそのうち主なものを説明させていただきたいと思えます。

「2. スポーツ推進審議会運営」ですが、59万円の減額となっています。これは、審議会の開催回数が30年度は計画改定に伴い本日を含めて6回開催をしたのですが、31年度につきましては開催回数が減ることによるものです。

「3. スポーツ推進委員活動」ですが、参加する研修内容を見直したことにより、5万3千円減額となっております。

続いて「4. 大会役員・選手派遣」ですが、これは、都民体育大会や都民スポレクふれあい大会に代表選手や役員の派遣業務を委託する経費の増により全体として7万6千円の増額となっております。

「14. 各種大会・スポーツ教室開催」ですが、市民レクリエーション大会で契約仕様の見直しを行ったこと、また市民スポーツレクリエーション大会で競技種目数が増えたことにより16万円増額となった一方、障害者スポーツの推進では、包括連携協定を締結している日本工学院八王子専門学校等の施設活用により、イベント実施時の施設利用料として2万9千円の減額となっています。

「19. 健康体操教室開催」ですが、9万2千円の増額となっています。これは、実施回数を増やしたことによる会場使用料の増額によるものです。

「21. 全関東八王子夢街道駅伝競走大会の開催」ですが、402万5千円の増額となっています。これ

は近年警備業界が大変厳しい状況となっております、警備の委託料が毎年上がっていることなどに伴いまして、八王子市の負担金が見直され増額となったものです。

「22. 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツ普及啓発」ですが、市政 100 周年記念事業として実施しました「スポーツ推進フォーラム」でパネリストの中学生からいただいた「初心者でも達成感が感じられる「プロスポーツ選手を招いた講演会や体験会」が必要という提言とオリンピック・パラリンピックの啓発も兼ねて、29 年度に実施した中村美里選手や田代未来選手などによる柔道教室やオリンピックが所属する実業団チームによるバドミントン教室などを 31 年度も開催することに加え、プロ野球選手による野球教室を実施することによる増額となっています。

「26. 総合型地域スポーツクラブ活動環境整備」ですが、総合型地域スポーツクラブが活動するために必要なバドミントンの支柱などが壊れた際の修繕費や、総合型地域スポーツクラブの支援活動費として 103 万 8 千円増額となっております。

最後に「27. スポーツ推進基金」ですが、これは、スポーツの推進を図るための資金を積み立てるものですが、30 年度より 892 万 1 千円増額となっております。

スポーツ振興課に関する予算の説明については以上です。

○梅澤会長 アのスポーツ振興課予算案についての説明が終わりました。これについて御意見、御質問はございますでしょうか。

○委員 19 番「健康体操教室開催」で、今の説明ですと「実施回数を増やすことにより施設使用料の増」とのことですが、事業の内容としては「指導員派遣型の健康体操事業」ということで「指導員が来てください」という団体があった場合にそこに出向いて指導をするという教室ですよね。そういう場合には、指導員をお願いしますといった地域の方が施設を確保して、そこに来てもらうということだと思います。今、実施回数を増やすというお話でしたけれども、たしか 30 年度までは 3 カ月で 8 回やっていたんですけども、31 年度からは 3 カ月で 6 回に減っていると思います。そこを確認させてください。

○事務局 こちらの健康体操教室ですが、市民センターに講師が行って、その日申込み無しで集まってきた皆様が健康体操をやる「いきいきリフレッシュ体操」という教室の部分、それともう一つ、今委員がおっしゃられたフィットネスの部分、こちらは団体に会場をとっていただくのですが、その 2 つがあります。回数を増やしたのは、市内の市民センターに講師が行って実施する教室になるので、市民センターの利用料の経費が増額になっているということです。そしてその増えた分を、団体向けの教室の実施回数について、3 カ月 8 回を 3 カ月 6 回に減らしたので、先程委員がおっしゃられた教室については回数が減っているということになります。団体向けの教室を減らした分、市民センターでやる教室を増やし、その増やした分の市民センターの使用料が増えたというかたちになります。

○委員 話は分かるのですが、団体をお願いして来てもらう部分は私が関わっている団体の話で、実際 3 カ月に 8 回、曜日を決めてやっていますが、参加者が 1 回 40 名程いるのです。実は毎週やりたい

という希望があって、講師の派遣が無い日は講師を特別にお願いして講師料を払ってやっているという状況なんです。ですから、今度2回減るということでその分講師をお願いする料金が増えるということになります。地域で運動したい時に費用等の負担が軽くて開催しやすいという、今までのようなものの方が私は良いと思ったのでお話ししました。

○梅澤会長 市全体ではどうなっているのでしょうか。たまたま先程の委員が関わる団体は、派遣を多くしてもらいたいという地域だということですが、全体の傾向は分かりますか。

○事務局 団体向けの場合ですと、かなり限られたサークルが対象となっていたという事実がありました。一方で広く市民の皆さんに参加していただくためには、市民センターでサークル等に入っていないなくても単日で健康教室に行けるというほうが、参加しやすいという傾向もございました。今回地域的にも広く、対象者も広く参加をしていただくという狙いもございまして、市民センターでの健康教室の方を増やすという策をとったところです。

○梅澤会長 ありがとうございます。先程の委員のように、下からボトムアップで上げてくる、地域で人を呼んでもらえたらそうしたいというご意見も確かにというところですが、今の事務局のお話ですと、状況を踏まえた上でこのような策をとっているという理解かなと思います。

○委員 ただ、私が承知しているところは、決まったメンバー、いわゆるサークルではなくて総合型クラブが地域で開催して、市民センターでやるから誰でも来てください、というのと全く一緒なのです。そういう形でやっているものですから、回数が減って講師料をこれまでと同じでやろうとすると負担が増えるというのが、どうかなと思ったわけです。

○梅澤会長 そういったご意見もあるということで、ご理解いただければと思います。ほかにはいかがでしょうか。

○委員 一番下27番の備考のところなのですが、「コート使用料1,500円のうち500円相当額を増額分を基金へ積立」とあるのですが、意味がちょっと分からないのですが、これは正しいのでしょうか。

○事務局 テニスコートについて人工芝を張っているコートが八王子は多いのですが、特にサーブを打つところなど、すり減りが激しい所のメンテナンスの予算を今までなかなか確保することができなかったという過去の経緯がございまして、後程使用料の改定案の話もあるのですが、テニスコートは先行して、いくらが適正なのかというところを計算して、それまで1,000円だったものを1,500円に値上げをしてきた経緯がございまして、ただ、値上げをしたままですと当然利用者の理解を得られないということで、値上げした500円については基金にプールをさせていただいて、次に傷んだテニスコートの人工芝を直す費用にあてていく、ということできています。今まで戸吹のテニスコートから始まって、富士森、松木、上柚木、大塚、そして今年度梶田と順次修繕をしてきて、値上げした500円をもってほ

かのコートのメンテナンス費用に充ててきています。テニスのお金でテニスに還元をしているという仕組みで、ここに書いてある「コート使用料 1,500 円のうち 500 円相当分を基金に積んでいる」という表現になっています。

○委員 日本語がちょっと。「500 円相当額を増額分を」という表現がどういう意味なのかなと思っただけなので。分かりました。

○梅澤会長 書き方がちょっと分かりにくいかもしれないですね。

○事務局 「500 円相当額」ですかね。

○梅澤会長 はい。

○事務局 仕組みとしてはテニスの中でそういったかたちになっています。

○梅澤会長 分かりました。他にはよろしいでしょうか。では、これについてはご了承いただきたいと
思います。次に「(1) イ. スポーツ施設管理課予算案」について事務局からご説明お願いいたします。

○事務局 お手元の資料の別紙2をご覧ください。スポーツ施設管理課の予算ですが、屋内屋外各運動施設の管理運営経費、施設整備経費を計上しています。平成 31 年度の予算としては、新規事業として 19 番「屋内多目的アーチェリー場整備」、こちらは富士森公園陸上協競技場の敷地内に屋内多目的アーチェリー場を建築する、実施設計委託費として 2,800 万円ほど計上しております。

20、21、29 番については、平成 30 年度で事業が完了しております。

一覧表の最後の行になりますが、31 年度予算では総額で 23 億 6,999 万円。前年度との比較で 7 億 8,072 万円の増額になります。こちらについては富士森公園陸上競技場の施設改修工事が 2 年目を迎え、事業費が増額になったことによるものです。31 年度予算の特徴としましては、歳出では今申しあげた富士森公園陸上競技場整備になりますが、歳入では報告事項としている各運動施設の料金改定のための条例改正を行い予算にも反映しております。以上です。

○梅澤会長 はい、ありがとうございます。では、委員の皆さんいかがでしょうか。

○委員 ちょっと額が増えているかなというところで、17 番の「屋外運動施設管理事務費」というのが前年度に比べて倍以上増えていて、一般事務経費ということなのですが、これはどういったものになるのですか。

○事務局 700 万くらい増えているのですが、30 年度と 31 年度の 2 年間にスポーツ施設に限らず、すべての施設がそうなのですけれども、国の方から施設をこれからどうするかという管理計画を作らなければ

いけないという命題が来ています。そのための調査費をこのなかに計上しているものがございまして、その結果予算が増えているということでございます。

○梅澤会長 よろしいでしょうか。管理計画を作成するための委託経費がかかるということですね。それでは本件についてご了承ください。次に（２）「スポーツ推進計画改定版について」の「ア．意見募集（パブリックコメント）の結果について」事務局に説明をお願いしたいと思います。

○事務局 スポーツ推進計画改定版の意見募集（パブリックコメント）の結果について御説明させていただきます。別紙３をご覧ください。今年度、委員の皆さまにはおかれましては、八王子市スポーツ推進計画の中間見直しにあたり審議を重ねていただき、誠にありがとうございました。

計画素案につきまして、平成31年2月19日から3月20日までの1か月間パブリックコメントを実施し、市民の皆様からご意見をいただきましたので、その結果を報告いたします。意見の提出者数は5名で、意見の件数としては6件となっております。提出方法につきましては、直接窓口への持参が2名。Eメールでの提出が3名となっております。

続きまして、主な意見の概要について説明いたします。いただいた意見としては「障害者スポーツのPRや体験できる場を増やしてほしい」「現在、市のスポーツ推進委員は定数を満たしていないため、定数を満たすための施策を展開してほしい」といったもののほかに、計画の内容への意見というものは少し異なるものですが、「市内で提案されたBMXおよびマウンテンバイクの常設コースについて、現在どうなっているのか」「計画の進行管理についてPDCAサイクルを使用することだが、見直しが次に活かされるような取り組みをしてほしい」という意見がありました。今後、この結果につきましては、市のホームページで公表いたします。説明は以上です。

○梅澤会長 これについて委員の皆さまからの御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、本件についてはこれで終了させていただきます。続きまして「イ．参考資料」について、事務局から御説明いただきたいと思います。

○事務局 参考資料について御説明します。この参考資料は、皆様に御審議いただきました八王子市スポーツ推進計画素案の第1章から第6章に続くページに、つけさせていただくものです。別紙4を御覧ください。お手元の計画素案の61ページに掲載していた「スポーツ推進審議会委員名簿」は、63ページに移動する予定でございます。次の64ページには、計画検討の経緯を掲載します。計画改定前は平成26年3月までの部分を掲載していただきましたので、その後の動きを、追記した形となっております。

ページをめくっていただきまして、65ページには、総合型地域スポーツクラブ実態調査を掲載します。30年度、スポーツ庁が実施した「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」をもとに、市内20の総合型地域スポーツクラブを対象に調査を実施し、作成しております。68ページの(12)クラブの特色ある取り組みには、学校と連携した取り組みをはじめ、各クラブが地域と連携し様々な活動を行っていることが見て取れます。総合型地域スポーツクラブ実態調査につきましては以上です。

ページをめくっていただいて69ページには、スポーツ関連施設一覧を掲載します。今回の改定版では、

「管理運営」の項目を追記しております。説明は以上です。

○梅澤会長 「イ. 参考資料」について、御意見・御質問ございますでしょうか。私から、(8)について質問させていただきますが、これは複数回答可ということでしょうか。

○事務局 そういふことです。

○委員 体育協会がスポーツ協会に変わりますけれども、63 ページに「平成 30 年 12 月現在」と記載があり、裏表紙には新しい年号の 7 月発行するようになっていきます。この辺はどういう風に…

○事務局 ここは迷ったところではあるのですが、まず審議の中では発行の際には表記をスポーツ協会に直すというようにお話ししておりましたが、この平成 30 年 12 月現在の場合は八王子市体育協会になるのではないかとこのところ、このまま行こうかと事務局の方では考えておりました。もしご意見があるようであれば伺わせていただきたいです。審議会から答申をいただいたのが 12 月ということで、答申をいただいた時点での審議会委員の一覧ということで記載をさせていただきました。

○委員 発行をする時はスポーツ協会になるんですか。

○事務局 発行する時はスポーツ協会になっていますが、こちらに関してはご審議いただいた委員名簿ということで、平成 30 年 12 月で区切っているので体育協会での記載を考えています。ただ 7 月発行になるので、文章の内容の方はスポーツ協会の記載でいくのが良いかなという考えでおります。

○梅澤会長 付け加えるとすれば、この下に但し書きで「※2019 年 5 月以降、八王子市体育協会は八王子市スポーツ協会に名称を変更しています」といったような内容を加えると良いかと思えます。

○事務局 はい、そうさせていただきます。

○梅澤会長 よろしいでしょうか。では、本件については終了とさせていただきます。次に「ウ. SDG s 達成のための対応について」説明をお願いいたします。

○事務局 SDG s 達成のための対応について説明いたします。別紙 5-1 をご覧ください。SDG s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、17 のゴール・169 のターゲットからなる国際的な開発目標です。地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

次に、「2. 自治体に期待される SDG s の取り組みについて」ですが、別紙 5-2 をご覧ください。国は SDG s の 17 の目標や 169 のターゲットに示される多様な項目の追及が、日本の各地域における課

題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。しかし、先程別紙5-1でご覧いただいたように、SDGsの目標やターゲット等の中にはグローバルで国家として取り組むべきものが多く含まれることから、内容を取捨選択し、各地域の実情に合わせて自治体が果たしうる役割について、地方自治体の相互協力や地方自治の強化を図る国際的な連合組織であるUCLG (United Cities & Local Governments) が示しました。

「3. 八王子市の対応について」ですが、本市は基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」において「人とひと、人と自然が響き合い、みんなで幸せを紡ぐまち八王子」を基本理念に、6つの都市像とそれらを達成するための49の具体的な施策を掲げています。この6つの都市像(49の施策)はSDGsの理念と方向性は同じであり、「八王子ビジョン2022」を推進することが、SDGsの達成に貢献する取り組みになると考えています。そこで、SDGsに対する地方自治体としての役割を果たすとともに、この世界共通の目標に貢献する必要があるとし、「八王子ビジョン2022」に掲げる6つの都市像及び49施策がSDGsの17の目標のうちどの目標の達成に貢献しているかを明示することとなりました。その内容は、別紙5-3のとおりです。「八王子ビジョン2022」の49の各施策がSDGsの17の目標うちどれにあたるのかを示しています。2枚めくっていただいて、施策23「誰もが楽しめる生涯スポーツ・レクリエーション」が、スポーツに関連する部分で、SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」が該当することとなっています。また、「八王子ビジョン2022」と連動するスポーツ推進計画を含めた分野別計画においてもSDGsの達成に貢献する具体的な施策を明示することとなりました。

次に、「4. スポーツ推進計画改定版に反映するSDGsの目標案について」ですが、今回のスポーツ推進計画改定版にSDGsに関する記載をするにあたり、目標4のほか、どの目標が計画に該当するかを委員の皆さまにご意見をいただきたいと思っております。内容が非常に難しいものでしたので、事前に梅澤会長にもご相談をさせていただき、次の3つとさせていただきました。目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」です。目標3については、スポーツの立場からみて、健康とは切っても切り離せない中核的な目標であることから。目標4については、社会教育、生涯学習としてのスポーツの立場として、また「八王子ビジョン2022」においても設定されていることから。目標17については、スポーツ施策を進める上で、このスポーツ審議会がまさに多様なメンバーのパートナーシップで成り立っていることもそうですが、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ関係団体、学識関係者、市内の大学等、さまざまなパートナーシップの上で成り立っていることから。このような理由から、この3つを目標とすることとしました。説明は以上です。

○梅澤会長　ご説明ありがとうございました。皆様からご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○委員　2つあるのですけれども。1つは目標17を挙げた理由で、この場のスポーツ推進審議会のパートナーシップということもそうですけれども、もう少し広い意味で捉えた方が良いかなと思っております。たとえば、市のスポーツ振興体制という事に置き換えると広く捉えられると思っております。もう1つは、今3つの目標をお示しいただいていますが、10番は必要かと思っております。そもそもスポーツというのは共生社会のシンボリックな活動の一つなので、積極的に10番をスポーツの立場として打ち出すというのが大事なのかなと思っております。御検討いただけたらと思っております。

○梅澤会長 ありがとうございます。1つ目はパートナーシップの解釈をもう少し広く捉えたらという御意見で、おっしゃる通りかなと思います。

○事務局 はい、承知しました。

○梅澤会長 また、もう1点目の10番についてです。実は5番と10番は迷ったところではあるのです。ジェンダー、男女の共生と国籍に関する共生ですよね。どのくらい新しいスポーツ推進計画に入っているかという。コラム等に入っているけれども、すごく謳っているかというところで迷いました。もし入れられるのであれば、5番もセットで入れてしまった方が良いかなと思います。

○事務局 分かりました。そこにつきましては、もう少し事務局で5番と10番の中身を検討した上で入れるかどうかの判断をさせていただきたいと思います。その際はまた御相談させていただきます。

○梅澤会長 GOALSなので達成するための目標として、達成不可能なものは極力挙げない方が良いかなというのが私の解釈です。ただこれの下に下位概念としてはもっとターゲットというものが入っているので、そのターゲットで思っているような言葉が入ってくるのであれば使っても良いのかなという風には思います。では、5番と10番を事務局で預かるということをお願いします。そのほかいかがでしょうか。ではご了承いただけたということをお願いします。続きまして、「(3)第3次八王子市教育振興基本計画の施策に対する指標・目標値の設定について」よろしくをお願いします。

○事務局 それでは、第3次八王子市教育振興基本計画の施策に対する指標・目標値の設定について説明いたします。別紙6をご覧ください。八王子市教育振興基本計画はスポーツ推進計画と同様、市の基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」の個別計画となっております。この度、教育振興基本計画を改定するにあたりまして、各施策の成果や課題を振り返り、進捗状況を測っていくために、指標と目標値を設定することとなりました。八王子市教育振興基本計画の施策は、スポーツ推進計画の施策の体系と関連している構造となっておりますので、その指標と設定値につきまして、皆様に御意見をいただけたらと思います。こちらにつきましても、事務局案を作成させていただきました。

まず1つ目の「ライフステージ等に応じたスポーツの推進」につきましては、日常生活におけるスポーツ実践度を図る指標として、計画自体の数値目標ともなっている「18歳以上の週1回以上のスポーツ実施率」を指標とし、目標値は「2024年度までに67%」とすることを考えております。

2つ目の「スポーツをする場の整備・確保」についてですが、この項目については、単純に施設数や利用者数などといった数値を目標にすることはふさわしくないと考え、日常生活におけるスポーツ実践度を図る指標として、1つ目と同様、「18歳以上の週1回以上のスポーツ実施率」を指標とし、目標値は「2024年度までに67%」にすることを考えております。

3つ目の「スポーツ情報の充実」につきましては、スポーツ活動に結び付ける情報提供の充実を図る指標として「フェイスブックの投稿数」を指標にすることを考えております。この目標値としましては、「八王子市ソーシャルメディア利用に関するガイドライン」に週1回以上の投稿やカバー写真の模様替

えをする工夫などが掲げられていることから「2024年度までに年間60件」更新するということを考えております。

4つ目の「スポーツを活用した地域づくりと八王子の魅力発信」につきましては、地域におけるスポーツの普及度を図る指標として計画自体の数値目標ともなっている、「総合型地域スポーツクラブ数」を指標とし、目標値は「2024年度までに27団体」設置することとします。

最後の5つ目の「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクションとレガシー」につきましては、「支える」スポーツの実践度を図る指標として「1年間にスポーツを支える活動を行った市民の割合」を指標にすることを考えております。目標値としては、平成30年度八王子市市政世論調査の結果から、現在概ね6人に1人程度の割合であるものを、5人に1人の割合に高めること、また東京都においても同様の指標を掲げており、目標値を20%としていることなどから、「2024年度までに1年間にスポーツを支える活動を行った市民の割合を20%」とすることを目標値としたいと考えております。皆さまからこの指標、目標値に対しての御意見などあればお伺いしたいと思います。説明は以上です。

○梅澤会長　ぜひ御意見を伺いたいということなので、皆様から御意見をお願いいたします。

○事務局　これは教育振興基本計画において進行管理を毎年行っておりまして、法律で教育に関するすべての施策について点検評価をしなければならないということで、目標に対する達成度をA B C Dとランクをつけています。今までは数字での目標を立ててそれをクリアしたか、しなかったかという評価はせずに、言葉で目標を掲げてそれができたかどうかというのをやってきました。教育のことなのでスポーツだけでなく、学校教育や特別支援学級のことなども内容に含まれるので、必ずしも全部が数字で評価することが適さないだろうという考え方も一方であったところではあります。ただ、評価をする時に数値目標があったほうが分かりやすいという御意見があった中で、今回スポーツ推進計画では2つしか数値目標を立てておりません。本計画には5本の柱があるため、教育振興基本計画の点検評価をするにあたっては、スポーツだったらスポーツの計画、文化だったら文化の計画といったように各計画の柱を教育基本計画の内容と合せておくことで、点検評価がスムーズに行うことができる。結果的にそれを行うことでスポーツ推進計画であればスポーツ推進計画の1年間の振り返りができるという形にしてあります。ということで、今回評価をするためにスポーツ推進計画の大きな5つの柱にそれぞれ目標値を立てるという事を教育全体の中で求められた、ということがございます。そのため、計画自体には2つしか目標がないけれどもあと3つ目標を立てなければならないという、自分たちとしても矛盾しているなどというのはあるのですが。元々のスポーツ推進計画にあと3つ足すという話も当然あるかとは思いますが、ここではあくまで計画の目標値は2つ、点検評価のためにあと3つを足したいというお話でございます。

○梅澤会長　追加で御説明がありましたが、いかがでしょうか。では、私から。「18歳以上の週1回のスポーツ実施率63.4%」というのはA B C Dの評価で言うと何にあたるのでしょうか。

○事務局　おそらくその数値にプラスどんな取り組みをしたのかという部分も考慮して・・・

○梅澤会長　　そういう部分も採点にあたるんですね。

○事務局　　はい。こういう考え方なのでこの数値にさせていただいた、という報告になるかと思います。

○梅澤会長　　国はこれ 51.5% ですよ。それでも 10% 上がって 51.5% なので、私は高いと思いますけれども。ほかと比較することも時として必要な場合があると思います。

○委　　員　　1 と 2 が別の柱立てになっていますが、同じ指標で評価しようとしていますよね。特に、1 はなんとなく分かりますが、2 の施設を整備・確保するというのと、スポーツ実施率が上がるというのは必ずしもイコールではないと思います。一般論としては理解はできますが、もう少し施設の整備ができたという指標をお考えになることはなかったのかということと、どういうロジックで 2 番に入っているのかという部分を御説明いただきたいです。

○事務局　　はい。「スポーツをする場の整備・確保」というところで、新しい施設をどんどん造っていく段階であれば施設の数を増やすという目標が単純には浮かぶと思います。ただ現在はそういう方向ではなくて、少子高齢化が進むなかではむしろ施設に関しては運動施設に限らず、整理統合をしていくという時期になります。そうした中で確保というタイトルを見た時に、単純に施設数では言えないのではないかと。また、「スポーツをした人の数」というのも出てくるかもしれませんが、それも天候等に左右されたり、必ずしも「するスポーツ」だけでなく「みるスポーツ」という部分も数字としてその中に入ってくるかと思ひ、たまたま大きなイベントがあると大きく数字が跳ねたりとか、それも適切でないのではないかと。あとは、場の確保の中には施設のハード的な話だけではなくて、ソフト的な話で「使っていて満足をしている」という施策の中にはあり、たとえば利用者の満足度調査を取るという方法もありますが、現段階で各施設統一のアンケートが出来ていないという現状があります。この指標を今年度末、来年度早々には立てなければならないという期限がございまして、今統計が取れているいくつかの数字の中でそのまま使えるものが正直に言って見当たらないということがございました。その中でスポーツをする場が確保できていることで、スポーツをする機会というのが当然あると。であるならば、スポーツ実施率というのは結果的に上がっているだろうということで、一般論ではということになってしまうのですが、今使える指標としてはこれでどうだろうかと考えました。

○梅澤会長　　私からの追加の意見になりますが、今スポーツというのは一駅前で降りて歩くというのもスポーツ、犬の散歩もスポーツという中で、場の整備とリンクしないという考え方の方が妥当という感じがします。となると、施設利用者数等であれば数字でいけなくはないですよ。あるいは先程 SDGs のところに出てきた、障害者向けの施設充実施策の割合等であれば数でいけなくはないのかなと。

○事務局　　現状の数値を捉えることはできますが、では目標値をと言った時に利用者数の場合立てにくいということがございます。今よりも 10% 増、20% 増、その何% 増というのに根拠がありません。

○梅澤会長 目標値にあたるのが2022年度なので、5年度後ですよ。例えば障害者用のスロープとか、駐車場とかは100%の目標になるかと思います。その予算を持ってくる根拠にもなるかとも思います。障害がある方も高齢者も、障害の有無のインクルーシブ、年齢のインクルーシブ、そうしたことを謳うのであればそういう部分も売りになるかと思います。私がここの立場でなければ、先程の委員の指摘と同じように「これは一緒に良いの？」と問うかと思います。場の論理と実施率は違うように見えます。

○委員 3番についてですが、「スポーツ情報の充実」というところで施策に対する指標名が「フェイスブック投稿数」と書いてありますが、これをどのように使っているのか伺いたいです。

○梅澤会長 今3番のお話がでしたが、その前に2番について何か御意見ございますでしょうか。場の整備・確保について事務局いかがでしょうか。

○事務局 この「スポーツする場の整備・確保」、現行の計画ですとこの下に4つ「施策の方向性」がぶら下がります。1つが「スポーツ施設の整備・充実」というハードの部分。2つ目が「効率的なスポーツ施設の運営とサービスの向上」という施設運営、ソフトの部分。3つ目が「外部資源の活用による場の確保」。都立の学校や大学の施設、企業の施設を使うということです。最後が「学校施設開放の仕組みづくり」という、この4つの中身があります。このどこにスポットを当てて指標にするか検討も必要ではないかと考えます。

○梅澤会長 分かりやすい説明ですね。言っていることとここで評価する内容がセットになっているのが一番良いと思います。ハード、ソフト、外部施設、そして公立学校の施設開放という、どの辺りで指標を挙げると良いでしょうか。

○委員 やはり施策の中身で評価出来るものが一番良いと思います。なかなか見つからないというお話だったのですが、たとえば先程、利用者数が増えればよいという訳ではないというお話がありましたが、社会情勢的にも人が減っていく中でうまく利用者数を減らないようにするとか、それを施設の整備で支えていくとか、説明の仕方ですが。もうちょっと近いところで図れる指標、なおかつこの中に含まれているものでとなりますが・・・ただ良く考えて出された指標だということは分かりました。

○梅澤会長 母集団である市民が減っていくので、その市民一人当たりの年間での施設の活用回数などにすると、不可能ではないのかなと思いますけれども。やりづらそうでしょうか。今回はこれを出しておいて、次回この見直しをかける時により良いものをとということもなくはないですが。この評価項目自体のチェックというのはどこかで入るのですか。

○事務局 当然評価を発表する場では、なぜこういった指標なのかという指摘が出ることは想定されます。正直なところあまりそぐわないというのは承知の上での今回の提案ではあります。その上で、今アドバイスいただいたような視点で検討はしてみたいと思いますが・・・。

○梅澤会長 検討してみる余地はあるということですね。

○事務局 はい。

○梅澤会長 では持ち帰っていただいて、その後一任というかたちでよろしいでしょうか。では3番に移ります。

○委 員 目標値の考え方で「八王子市ソーシャルメディア利用に関するガイドライン」の中に、フェイスブックでの投稿数について何か書いてあるのでしょうか。

○事務局 「八王子市ソーシャルメディア利用に関するガイドライン」については、市の各所管課でフェイスブックを立ち上げているところが数多くありその指針となるもので、その中に週1回以上の投稿という内容が含まれております。また、このスポーツ情報の充実というのが計画の素案の中の3つ目の基本施策とリンクするのですが、その中で謳われているものとして広く市民の皆様にはスポーツ情報を行き届かせる、そのために平成26年に開設したのが「スポーツイベント案内」というタイトルで出しているフェイスブックページになります。現在そこでスポーツイベントの情報を発信しております。

○委 員 なぜ私がこのようなことを言ったのかと申しますと、先程のパブリックコメントの話ですが、いただいた御意見が5名ということで5名が悪いというわけではないのですが、5名という人数だとか、フェイスブックでの投稿だとか、そこだけで情報を集めるというのは狭すぎると思います。例えばエスフォルタアリーナで利用者のアンケートをとるだとか、市民と接触する場でフェイスブック以外のものが必要なのではないかと思います。逆に言うと、フェイスブックだけに頼って良いのかということに疑問を感じています。

○梅澤会長 フェイスブックだけで良いのかという御意見ですね。事務局いかがでしょうか。

○事務局 計画の中でも「スポーツ情報の収集・発信」という項目と「スポーツに関するニーズの把握」の2つの柱立てをしているところでして、当然イベント等で参加者アンケートを実施するだとかは計画の中に盛り込んでおりますし、私共も積極的に情報を収集・発信することは必要だと考えております。ただ今回数値目標の設定ということで、継続的に経過を観察できるもの、数値目標として使えるものという中で採用したのが、スポーツ情報の発信の件数というところになります。実績値として捉えることもできますので、ふさわしいと考え、取り上げているところです。

○梅澤会長 これはフェイスブックでないといけないのですか。5年後にこのソーシャルメディアが残っているか分からない時代なので、SNSへの投稿数というようにすれば、時代に合わせてフェイスブックがすたれたとしても何かしらの媒体でスポーツ情報を提供するという形になると思います。

○事務局 その方が良いですね。ありがとうございます。

○梅澤会長 その際、事務局からお話があったように相互性のあるものが良いと思います。一方的でなく、市民からの意見を吸い上げられるような媒体が良いと思います。それ以外はいかがでしょうか。個人的に4番は相変わらず苦しうだなという感じがしています。

○事務局 はい。非常に厳しいところですが、昨年1つの地域で設立準備会が立ち上がりました。そういった取り組みも含め、団体数はそうは増えないかと思うのですが、設立に向けての準備段階の地域をどれだけ増やせるか、そういったところからA B C Dの評価をつけていくのかな、と考えております。その一つの指標として、総合型地域スポーツクラブ数を目標としたいところでございます。

○委員 パブリックコメントでも意見があったように、目標を達成するためにはP D C Aサイクルを管理してやっていくのが方策ということだったかと思うのですが、目標値があるので1年ごとの見直しとか、中間の見直しというのはどのように考えているのですか。

○事務局 目標値を変えていくかということですか。

○委員 というよりも、目標値に対して今どのくらいの達成率なのか、達成できていない場合は何が問題なのか、そういうのを繰り返していくのがP D C Aサイクルだと思います。5年後に終わってみて、達成出来ませんでしたでは全く意味が無いと思うので。

○事務局 この点検評価というのは毎年行います。この目標値は2024年度までですから5年くらい先のことになるのですが、たとえば5個上の数字が記載されていた場合、1年後に1個数字が増えたかどうか、増えなければ何か課題が残っていてそれに取り組みなければならない、ということでP D C Aサイクルはあると思います。ただこの指標が1年経って進むかということ・・・そういった意味では難しい指標ではあると思います。

○梅澤会長 P D C Aは2つのサイクルがあって、シングルループという短い単位で見直してチェックをしてアクションをかけるサイクルと、大きいプラン自体を見直す、今その大きい見直しをする時期に来ているのではないかなと思います。この前の計画で5年間に増えたのは1団体ですよ。それで次の5年間で7団体増やそうというのは、僕はこの目標自体下げる必要があるのではないかと思うのですが。もう少しで増えそうというビジョンがあるなら良いですが。10年前に掲げた目標だからといって掲げ続けているのも・・・すごく難しい感じがします。もしここで数字を変えて良いのならという話ですが。

○事務局 ただその数字がスポーツ推進計画にも載っている数字なのです。

○梅澤会長 そうですよ。載っていましたね。

○事務局 目標の下降修正というのはなかなか難しい部分がございます。団体数が増えないまでも、お金なのか人なのか仕掛けなのか、何かしら考えなくてはならないというところでございます。

○梅澤会長 それでなんとかなるのがP D C Aのシングルループなんですけれども、おそらくなんとかならないのではないかと。向こう5年頑張ってみて、もしダメだったらこの27という数字を少し下げたことを考えたほうが良いかと思えます。

○事務局 こういう5つの施策に対する指標を出している立場で申し訳ないですけども、そもそも数値目標が向かないのではないかという意見もあるかと思っています。

○梅澤会長 そうですね。世の中の的にどうしても数字的な目標を達成する動きになってきてしまっていますが、実際そうではない場合も得てしてあるので。先程事務局がおっしゃったように、数字以外で質の部分も実は査定対象になっているということなので、その部分で頑張るしかないのかなと思いますね。いかがでしょうか。それ以外ではよろしいでしょうか。それでは、2番のところを検討ということと、3番のフェイスブックをSNSに変更するというところで、よろしくをお願いします。

では、「(4) 運動施設の使用料等の改定について」御説明をお願いします。

○事務局 「運動施設の使用料等の改定について」ということで、別紙7を御覧ください。改定の理由につきましては、以前にもお知らせをしているところではありますけれども、「受益者負担の適正化に関する基本方針」というものを八王子市で平成29年に策定しましたので、その内容に基づきまして運動施設を運営するために必要となる経費を策定し、サービスの提供を受ける方に受益に応じた負担をいただくということと、現在進行中であります富士森公園陸上競技場、こちらが平成31年度、32年の3月までには出来上がるということで、そちらの使用料の設定。また、各施設の利用時間の区分変更ですとか、負担の公平性の確保という理由からいくつか利便性の向上につながるだろうことを盛り込みまして、現在行われております平成31年第1回八王子市議会定例会に上程いたしまして、本日可決されました。あわせてご報告いたします。

内容につきましては、「2 改正内容」の8項目の内容になります。資料をつけておりますので、復習的な意味合いで受益者負担の内容について若干触れさせていただいてから、おのおのの説明に入らせていただきます。受益者負担ということで3ページにある考え方が根幹でございます。施設を維持するための使用料と、コストを比較していきまして、受益に基づいて負担をしていただく割合を出した、というのが今回の受益者負担の適正化に関する基本方針になります。大きく縦と横の考え方にに基づきまして、4つの類型に分類させていただいたうえで受益者の考え方、それからあまりにも一元的に料金が激変してしまいますので、最大値を1.5倍までというような形のなかで今回決定させていただいております。横軸が民間施設の代替性ということで、いわゆる民間の方が設置できるような施設であるか、サービスが提供できる内容であるのかということと、縦軸で市民生活において必需性があるのかという2つの考え方で4つの項目に分けまして、部分によって違いますが体育館のトレーニング室などはDの必要性はあるけれども民間でも提供が可能な施設となっています。大きな規模のものですとCの分類になります

が、体育館ですとか野球場、陸上競技場などは民間では提供がなかなか困難であるけれども、必要性としては低いという施設。これについては、公費負担と受益者負担を50%ずつにするという考え方をしています。これを踏まえて、次のページで改正案を載せさせていただいています。こちらは富士森体育館の料金表になります。先程の考えから、受益者負担の適正化に関する基本方針に基づいて見直しをした上で、最大1.5倍までということで料金の改定をさせていただいております。

続きまして、5ページの上に記載がある会議室の利用時間と使用料についてお話させていただきます。先程の利便性の向上という意味合いから体育館の競技面と会議室の利用時間がまちまちで違っていたものを揃えています。体育館の競技面としては午前、午後A、午後B、夜間というおよそ3時間くらいの時間で分けていたものが、会議室は午前、午後、夜間という3つに分かれていました。そうすると会議室を午後使ってしまうと体育館としては2コマありますので、利用者が会議室を全部抑えられてしまっている状況になりまして、分割して使えないということがございましたので、そこも見直しをさせていただいております。同じように甲の原体育館も受益者負担の考え方と会議室の時間の見直しをさせていただいております。総合体育館につきましては、料金の改正と同じような形になるのですが会議室につきまして区分を午後A、午後Bという形に新設させていただいております。

利便性の向上という面で「(3) 体育館の個人利用回数券の導入」ということで、いままで回数券につきましては甲の原体育館のプールで回数券を導入していたんですが、フィットネスですとかそういった個人利用の部分において、「小銭を毎回持ってくるのも・・・」という御意見を多数いただいておりますので、これを機に回数券を導入し利便性の向上を図って行こうというものです。

続きまして、富士森公園陸上競技場の料金設定についてです。以前の富士森公園陸上競技場につきましては、団体利用についての料金設定があったんですけども、競技場の一部を自由開放させていただいております。その部分について公認第4種を取得するというのと、整備上の考え方、受益者負担の考え方も踏まえて、新設で個人利用の料金を設定させていただいております。

続いて、屋外の運動施設ですけれども大会等が開かれる時に規定時間の前から準備がしたいということがあったのですけれども、そちらについては料金の設定がありませんでした。そのため利用者に我慢していただくとか、ギリギリの時間で対応していただいたりしていたのですが、改めてその準備に使うための時間を30分の単位で料金を設定、導入しまして、大会等で使用する際の利便性の向上を図ってまいります。

続きまして「(6) 市外料金の導入」についてです。こちらにつきましては、今回は戸吹スポーツ公園のスケートパークを対象にしています。先程お話をさせていただきました受益者負担の基本方針に関するものですが、市外の方が大多数使われるような施設については市外料金を設定することができるのかたちになっています。もう一つは、市内の方が使うにあたって市外の方が多く来過ぎるとそこを圧迫してしまうので、より多くの負担を求めるべきという考え方がございます。スケートパークにつきましては登録者数で見ますと、市外の方と市内の方が9対1の割合となっており市外の方が大多数で、利用回数を見ましても3対1、75%ぐらいの方が市外の方ということで非常に市外の方が多いといえる施設であるので、こちらにつきましては市外料金を提案させていただきまして、子ども大人それぞれで50円100円とアップさせていただいております。

「(7) 入場料を徴収する場合の特別徴収額の変更」についてですが、これも屋外の施設の考え方にな

るのですが、スポーツ施設として野球場などを考えていただくとよろしいかと思うのですが、入場料金を取る団体が大会等を開く場合は、以前は一律4万円をいただいていたのですが、他市の状況を見ますと、いわゆるプロで使われる場合、また社会人の団体として使う場合、それからそれ以外のいわゆるアマチュアスポーツで使う場合で分かれておりました。我々はこれまで4万円という料金で利用者からもかなり安いのではないかという声があったところなのですが、これを加味しまして職業スポーツによる利用の場合は20万円、社会人スポーツによる利用の場合は10万円、その他アマチュアの方の利用については5万円ということで、以前の4万円から最低でも1万円アップさせていただいております。こちらにつきましては、先程お話しましたように利用者から八王子の大きな球場などは規模的にもっと利用料をいただいても良いのでは、グレードに合わせた料金を導入してはどうかというお声をいただいておりますので、こういった形で料金を改定させていただいております。

最後になりますが、先程体育館でお話しましたように、「回数券があったら便利」というお声を多数いただくことがございまして、スケートパーク、陸上競技場の個人利用につきまして回数券を導入させていただくことで、料金を上げるだけでなく、利便性の向上も考えつつ設定をさせていただきました。説明は以上です。

○事務局 補足をさせていただきます。4・5ページの体育館のところですが、先程料金の改定は1.5倍が上限というお話をしたのですが、例えば富士森体育館の主競技場を午前に利用する場合、6,000円から9,000円の値上げという大きな値上げに見えますが、会議室の部分で見ると現行1,500円のもものが800円に値下げをするということになりますので、上がる場所もあれば下がる場所もあるということがございます。これが1点。もう一つが富士森陸上競技場についてで、団体の貸出しについては今お話ししたとおり従前の料金と全く違う料金設定をするのですが、個人の利用の場合に上柚木陸上競技場は、券売機で券を買って使っていただいております。その場合、今大人200円子ども100円という料金をいただいております。上柚木や従前の富士森陸上競技場を見た時に、高校生の利用が非常に多いという状況がございました。市の教育委員会のターゲットではないのですが、教育委員の方からは子どもたちが使いやすい環境にしてほしいという御意見をいただいたところで、それを踏まえた中で従前の子どもの料金100円、これを新たに高校生料金とさせていただいて、従前と比較すると高校生は半額で使える。中学生以下だとその半額の50円で使える、という料金設定。200円100円50円という3段階の料金設定にさせていただく。そしてこれを富士森陸上競技場、上柚木公園陸上競技場に導入するとさせていただいております。最後、管理棟という項目がございますが、大会等では管理棟にあるシャワー等を使う場合があるかと思いますが、富士森陸上競技場の長年の経過の中で、広場的に使われてきたという経過があるので、時間や曜日を区切った形でそれを継承し、地域開放というものをやろうと考えております。その場合に夏場ですけれども、無料の時間に入ってシャワーを浴びたいということも当然あるかと思えます。その場合に、シャワーを使用される場合には100円をいただきたいという、これが管理棟の部分の「更衣室・シャワー 個人の場合 100円」という表記になります。補足は以上になります。

○梅澤会長 ありがとうございます。皆様からの御質問・御意見等いかがでしょうか。

○委員 回数券の期限というのは、1年以内とか・・・

○事務局 今のところ無期限というかたちです。現行のプールの回数券も期限を設けておりませんのでそれに倣おうかと思います。

○梅澤会長 では回数券をやめますとなった時には、1年前とか2年前に告知をするわけですね。

○事務局 その券が存続できるかということと、施設が存続できるかというパターンがあると思います。たとえば施設が壊れて使えなくなったというケースがあり得るといふのと、その券がたとえば今後経費がかさんでしまってこれ以上続けられないということが起きた場合、原則これを回収して還付というのが本来の考え方だとは思いますが、使い捨てではない、有価証券であるという考え方であると思います。ただ、その部分については規則改正をこれから予定しておりますので、検討いたします。

○梅澤会長 分かりました。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○委員 8ページの7番のところで、「社会人スポーツ」とありますが、社会人スポーツというのはどういうものを指しているんですか。

○事務局 想定としては、職業スポーツというのはいわゆるプロ野球みたいなもので、社会人スポーツというのは実業団のようなものを想定しています。

○事務局 今回改正の内容で（1）から（8）までありますが、体育館に関することは（1）から（3）まで。そのほかは屋外の運動施設の内容になります。そのため、（7）については野球場ないし陸上競技場等で行われる、たとえばサッカーの試合やラグビーの試合等を想定しております。

○事務局 入場料をとって試合を見せるということをした場合の、屋外スポーツのプロ、実業団、それ以外のアマチュアという考え方になります。

○委員 体育館の中の施設についてはどうなるんですか。

○事務局 その部分については元々エスフォルタアリーナや富士森体育館は、既存の条例の中にすでに規定がありますので、従前のままとなります。

○梅澤会長 ちなみにエスフォルタアリーナの場合、プロが借りる際はいくらになるんですか。

○事務局 エスフォルタアリーナの場合、スポーツを目的とした利用か、スポーツ以外の利用か、プロかアマかで2倍、5倍、8倍とグレードが分かれております。一番高いところでスポーツでない目的で入

場料をとるもの、たとえばコンサートなどは8倍、プロのスポーツで使用する場合は5倍、アマチュアで2倍となっております。

○委員 こういうところに、改正しなくてもその数字を入れてもらえたら分かりやすかったですね。

○事務局 申し訳ありません。

○委員 一つ体育協会で例があるんですが、バドミントンの大会を開催した際に入場券を発行しているから値段が違うという話を聞いたことがあります。アマチュアの場合には上部団体から入場券を押し付けのような形で運営費として取られてしまうんです。それを体育館側からすると、チケットを有料で出しているんだから基準が違うということで、驚いたという話を聞きました。

○事務局 参加者の方が参加費を負担している場合は、問いません。見に来た方が観客席に入っていく際に入場料を取られるかどうかで異なります。

○委員 入場料というのは団体ごとに押し付けてくるわけですよ。運営費として。

○事務局 それがたとえば、体育館の入口のところで実際券の販売があつて券もぎがある、ということだと分かると思いますが、見るだけでは分からない場合があるということですね。それが参加費として集められているものであれば分からないと思いますけれども。券もぎをするようなことがあると、いわゆる有料扱いということになると思います。

○委員 富士森体育館は元々市民のための体育館だということで造っていただいて。エスフォルタアリーナは市の総合体育館ですよ。そうすると当然市民を優先するはずなのですが、大きな立派な体育館なので、だんだんプロの大会や全国大会などが入ってきています。その住み分けは以前に聞いて、ランク付けがあつて承知しておりますけれども、職業スポーツでも色々あると思います。今言った興業みたいに券を売って入場料を得るものもあるし、例えばトレインズのようにそれなりの施設がなければ上のランクにいけないだとか。私はこれはおかしい話だと思っていて、それはバスケット側の決まりであつて、逆に市がそういうことを援助しますというのは良いのですが、それでは一般の企業でも市が援助するのかと言ったら、しないわけではないですか。それについて使用料の減免とかはあるのですか。

○事務局 減免の規定は今回改定をしていないので、従前の免除・減額の規定がそのままということになります。

○委員 あるのですね。

○事務局 あります。

○委員 今のお話を伺っていると、利用実績からおそらくスポーツだけの利用を想定されているかと思うんですけども、スポーツ以外の利用でなおかつ営利的なお話が仮にあった場合、その他の部分にされてしまうと困るかなと、幅を持たせるというか。あるいはケースごとに判断できるようなものであったほうが。今のように同じプロでも違うケースがあると思います。

○事務局 元々一律4万円でやっておりまして、近隣自治体を見た時にこういった区分けがされていたので、それを参考にしたというところなんです。ここは体育館ではなくて屋外の野球場や陸上競技場などが対象となるところです。

○事務局 今、屋外運動施設と屋内運動施設の話が混ざってしまっているので一度整理をさせていただくと、屋外のスポーツ施設ということが前提にありまして、ほとんどが住宅街の中にあるため、たとえばコンサート等は音の問題で開催できませんので、かなり利用が制限されております。ほとんどの場合想定されるのは野球場であれば野球の大会で有料のもの、その他の想定というのは小規模のイベント等であればあるかもしれませんが、いわゆる大規模なものは入らないと考えています。過去の実績からもそういういった大きなイベント等が数十年にわたって開かれな、もしくは開くことができていけませんので、ざっくりとした方が逆に小規模のイベントがやりやすいということで、その他の部分を広げています。

○委員 富士森の陸上競技場は第4種ということで陸上種目をやるのですけれども、真ん中が人工芝になっていてサッカーなどもできます。先程野球と限定していましたが、サッカーなどもやるわけでしょう。

○事務局 サッカーの大会もやれます。たとえば万が一、富士森陸上競技場にJリーグが来ることがあった場合には対象になると思います。

○梅澤会長 厚木の陸上競技場に歌手のいきものがかりが来ました。同じような状況になった場合どうしますか。

○事務局 実際そういったものが開催できますか、とお話があった場合、施設の状況をご説明して、お断りすることになると思います。

○梅澤会長 なるほど。そういったものは、その他の部分に入ってこないという前提がある訳ですね。わかりました。

○委員 受益者負担が発生する時に、光熱費だとかエアコンの話になるのですが、最近学校開放等でも光熱費を出すような流れがある中で、そういったものもこの中に含まれているのですか。

○事務局 はい、含まれています。

○委員 そのことをもう少し前面に押し出すような、1.5倍が上限という中でコストを受益者負担で持ってもらうんだということを強調されるのが良いかと思います。

○事務局 一つ説明が漏れていまして、先程今日議決をしたとお話したのですが、この条例は4月1日付で公布をしまして、半年間の周知期間を持ちまして10月から施行というかたちになります。なので、すぐにではなくて半年後からこの料金になります。

○梅澤会長 ありがとうございます。では、よろしいでしょうか。では、以上で本件については終了したいと思います。「3 その他」について事務局からお願いします。

○事務局 スポーツ推進審議会委員の改選について、ご説明いたします。現在の審議会委員の任期が今年6月で終了することから、市民委員2名を公募するため、広報4月1日号にて募集記事を掲載し、所定の手続きを経て市民委員を決定する予定です。詳細は別紙、公募委員選考要項、八王子市スポーツ推進審議会条例及び同施行規則を御覧いただきたく存じます。今後、各団体・機関等から選出いただいている委員の皆様につきましては、選出団体・機関等と事務局とで調整させていただきたいと考えておりますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。説明は以上です。

○梅澤会長 これについて御意見・御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。では、以上で本日の案件は全て終了いたしました。スポーツ推進審議会を閉会いたします。お疲れ様でした。

【午後8時42分閉会】

上記会議録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

八王子市スポーツ推進審議会会長

八王子市スポーツ推進審議会委員